

日付：令和2年3月17日

ダウンロード

○神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則（昭和44年3月31日規則第24号）

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則

昭和44年3月31日

規則第24号

| | | |
|----|-------------------|------------------|
| 改正 | 昭和44年8月29日規則第87号 | 昭和45年3月6日規則第17号 |
| | 昭和45年4月30日規則第49号 | 昭和47年3月31日規則第44号 |
| | 昭和48年3月31日規則第28号 | 昭和49年3月30日規則第31号 |
| | 昭和51年3月31日規則第33号 | 昭和52年7月26日規則第58号 |
| | 昭和56年3月31日規則第79号 | 昭和57年3月30日規則第21号 |
| | 昭和60年3月30日規則第24号 | 昭和61年3月28日規則第18号 |
| | 平成元年3月31日規則第44号 | 平成5年3月31日規則第49号 |
| | 平成6年3月31日規則第74号 | 平成8年3月29日規則第54号 |
| | 平成9年3月31日規則第50号 | 平成12年3月31日規則第76号 |
| | 平成12年6月20日規則第123号 | 平成16年3月30日規則第40号 |
| | 平成17年2月1日規則第11号 | 平成17年3月29日規則第79号 |
| | 平成22年3月30日規則第45号 | 平成24年3月30日規則第47号 |
| | 平成24年7月31日規則第88号 | 平成30年7月31日規則第65号 |
| | 令和元年6月25日規則第15号 | 令和元年7月30日規則第24号 |

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則をここに公布する。

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則

題名改正〔昭和47年規則44号〕

(認定の申請)

第1条 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による神奈川県在宅重度障害者等手当（以下「手当」という。）の受給資格についての認定の申請（以下「認定の申請」という。）は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えてするものとする。ただし、知事が特に認めるときは、これらの書類を省略することができる。

(1) 受給資格者（条例第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下同じ。）の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届（第2号様式）

(3) 受給資格者が基準日（条例第3条第2項第1号に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日において20歳未満の者である場合にあつては、当該受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（条例第9条においてその例によるものとされた障害児福祉手当（以下「例による障害児福祉手当」という。）に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第8条において準用する政令第4条及び第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。次号において同じ。）並びに例による障害児福祉手当に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかどうかについての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにすることができる書類）

イ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）を有するとき、次に掲げる書類

(ア) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(イ) 当該控除対象扶養親族が例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ウ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第3項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（エに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

エ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第3項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

オ 受給資格者が例による障害児福祉手当に係る法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書（第3号様式）

(4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額並びに例による障害児福祉手当に係る法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

イ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第4項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（ウに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ウ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る政令第8条第4項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

エ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による障害児福祉手当に係る法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(5) 受給資格者が基準日の前日において20歳以上の者である場合にあつては、当該受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（条例第9条においてその例によるものとされた特別障害者手当（以下「例による特別障害者手当」という。）に係る政令第11条及び政令第12条第4項において準用する政令第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかどうかについての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにすることができる書類）

イ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(ア) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(イ) 当該控除対象扶養親族が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ウ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第11条に規定する給付の支給を受けるときは、当該事実及び給付の額を明らかにすることができる証明書

エ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第4項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（オに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

オ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第4項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

カ 受給資格者が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(6) 配偶者又は例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定す

る扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

ア 所得の額（例による特別障害者手当に係る政令第12条第3項において準用する政令第4条及び政令第12条第5項において準用する政令第5条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数について **の市町村長の証明書**

イ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第5項において準用する政令第5条第2項各号に該当するとき（ウに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ウ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る政令第12条第5項において準用する政令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

エ 当該配偶者又は当該扶養義務者が例による特別障害者手当に係る法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当するときは、神奈川県在宅重度障害者等手当被災状況書

(7) 受給資格者が条例第2条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳その他当該受給資格者の障害の程度を証する書類の写し

(8) 受給資格者が条例第2条第5号本文に該当する場合にあつては、法第17条に規定する障害児福祉手当又は法第26条の2に規定する特別障害者手当の支給を受けていることを証する書類の写し

(9) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・平成17年11号・22年45号・24年88号・令和元年24号〕

第2条 認定の申請は、8月1日から当該年の9月10日までの間に行わなければならない。ただし、同日までに認定の申請をしなかつたことについて知事が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における認定の申請は、翌年の2月末日までの間に行わなければならない。
一部改正〔昭和45年規則49号・平成22年45号〕

(代理申請)

第3条 条例第5条第2項の規定により介護者が受給資格者に代わつて認定の申請をする場合において、介護者が2人以上あるときは、当該介護者は、当該認定の申請をする者を1人定めなければならない。

2 前項の場合において、認定の申請をする者を定めることができない事情があるときは、当該認定の申請をすることができる介護者の順位は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、知事は、その順位を変更することができる。

(1) 配偶者

(2) 親権者

(3) 3親等内の親族

(4) 前3号に掲げる者以外の介護者

一部改正〔平成22年規則45号〕

(認定等の通知)

第4条 知事は、認定の申請があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、神奈川県在宅重度障害者等手当認定通知書（第4号様式）を当該受給資格者に交付するものとする。

2 知事は、認定の申請があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・56年79号・平成22年45号〕

(指定受取人)

第5条 認定の申請又は条例第12条第1項の規定による届出を行つた後手当の支給を自ら受領している受給資格者に手当を受領することができない事情が生じたとき又は条例第6条第3項の規定によ

り受給資格者に代わって手当を受領している者（以下「指定受取人」という。）の死亡その他やむを得ない事情により指定受取人を変更しようとするときは、新たに指定受取人になろうとする者は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の規定により新たに指定受取人になろうとする者の場合に準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第6条第3項」と、同条中「認定の申請」とあるのは「手当の受領」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 指定受取人がいる受給資格者が自ら手当を受領できるようになったときは、当該指定受取人は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和56年規則79号〕、一部改正〔昭和61年規則18号・平成22年45号〕

（現況の届出）

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、神奈川県在宅重度障害者等手当現況届（第6号様式）に第1条各号に掲げる書類を添えて、基準日から当該基準日の属する年の9月10日までの間にするものとする。ただし、知事が特に認めるときは、同条各号に掲げる書類を省略することができる。

追加〔平成22年規則45号〕

（受給事由消滅届出書）

第7条 条例第12条第2項の規定による届出は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書によるものとする。

追加〔昭和49年規則31号〕、一部改正〔昭和56年規則79号・61年18号・平成22年45号〕

（住所等変更の届出）

第8条 認定の申請をした者（指定受取人がいる場合にあつては、当該指定受取人）は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（1） 認定の申請をした者又は指定受取人の住所又は氏名の変更

（2） 認定の申請をした者又は指定受取人が手当の支払を受ける銀行又は預金番号の変更

2 前項の届出は、神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更（受給事由消滅）届出書によるものとする。

全部改正〔昭和56年規則79号〕、一部改正〔昭和61年規則18号・平成22年45号〕

（受給事由消滅等の通知）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を受給資格者に通知しなければならない。

（1） 受給資格者の手当を受けるべき事由が消滅したとき（死亡の場合を除く。）。

（2） 条例第7条又は第8条の規定により受給資格者に手当を支給しないこととしたとき。

（3） 条例第10条の規定により受給資格者に手当を支給せず、又は条例第11条の規定により手当の支払を差し止めることとしたとき。

全部改正〔昭和56年規則79号〕、一部改正〔昭和61年規則18号・平成17年79号・22年45号〕

（調査）

第10条 知事は、この規則に規定する申請書又は届出書の提出があつたときは、当該申請書又は届出書の内容その他必要な事項について、調査をすることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、第12条に規定する神奈川県在宅重度障害者等手当支給台帳に記載された内容について、必要な調査をすることができる。

追加〔平成17年規則11号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

（身分を示す証明書）

第11条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式とする。

一部改正〔昭和45年規則17号・49年31号・56年79号・61年18号・平成12年76号・22年45号〕

（受給台帳）

第12条 知事は、神奈川県在宅重度障害者等手当受給台帳を備え、必要な事項を記入するものとする。

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・平成12年76号・22年45号〕

附 則

1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

- 2 昭和44年度における第4条の規定の適用については、同条中「4月30日」とあるのは「9月30日」とする。
一部改正〔昭和44年規則87号・52年58号・57年21号〕
- 3 条例附則第4項の規定により、昭和44年7月に支払うべき手当は、認定の申請が、同年6月30日までにあつたときは同年9月に、同年9月30日までにあつたときは同年11月に支払うものとする。
一部改正〔昭和44年規則87号・52年58号・57年21号〕
 - 附 則（昭和44年8月29日規則第87号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（昭和45年3月6日規則第17号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（昭和45年4月30日規則第49号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（昭和47年3月31日規則第44号）
 - 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
 - 2 神奈川県在宅重度障害者手当支給条例の一部を改正する条例（昭和47年神奈川県条例第25号）による改正後の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）第2条に規定する重度障害者等に新たに該当することとなつた者に対する昭和47年度における第4条の規定の適用については、同条ただし書中「5月31日」とあるのは「6月30日」とする。
附 則（昭和48年3月31日規則第28号）
この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
 - 附 則（昭和49年3月30日規則第31号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（昭和51年3月31日規則第33号）
 - 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
 - 2 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例（昭和50年神奈川県条例第49号）附則第2項の規定により神奈川県在宅重度障害者等手当を受けることができる者に関する第7条の規定の適用については、同条中「1万5,000円」とあるのは、「5,000円」とする。
附 則（昭和52年7月26日規則第58号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（昭和56年3月31日規則第79号）
この規則は、昭和56年6月1日から施行する。ただし、第14条の見出し及び同条第1項の改正規定（「手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給資格者」に改める部分を除く。）並びに第6号様式の改正規定（「証書番号」を「受給資格者番号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
附 則（昭和57年3月30日規則第21号）
 - 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（昭和60年3月30日規則第24号抄）
 - 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に（中略）第6条から第10条まで、（中略）に規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定によりなされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において地区行政センター所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、地区行政センター所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。
附 則（昭和61年3月28日規則第18号）
この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成元年3月31日規則第44号）
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができ

る。

附 則（平成5年3月31日規則第49号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第74号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第54号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第50号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 改正前の規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第76号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年6月20日規則第123号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第40号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月1日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第79号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年3月30日規則第45号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6号様式により交付されている身分を示す証明書は、改正後の第7号様式により交付された身分を示す証明書とみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月31日規則第88号）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 平成22年以前の年の所得に係る神奈川県在宅重度障害者等手当所得状況届及びその添付書類については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年7月31日規則第65号）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月30日規則第24号）

- 1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(第1条関係) (用紙 日本産業規格A3横長型)

全部改正〔平成24年規則47号〕、一部改正〔平成30年規則65号・令和元年15号・24号〕

第2号様式

(第1条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

全部改正〔平成22年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則47号・88号・30年65号・令和元年15号・24号〕

第3号様式

(第1条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

全部改正〔平成22年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則47号・30年65号・令和元年15号・24号〕

第4号様式

(第4条関係) (用紙 はがき)

全部改正〔平成22年規則45号〕

第5号様式

(第5条、第7条、第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成22年規則45号〕、一部改正〔平成24年規則47号・30年65号・令和元年15号・24号〕

第6号様式

(第6条関係) (用紙 日本産業規格A3横長型)

全部改正〔平成24年規則47号〕、一部改正〔平成30年規則65号・令和元年15号・24号〕

第7号様式

(第11条関係) (表) (縦6センチメートル 横9センチメートル)

一部改正〔昭和45年規則17号・47年44号・49年31号・51年33号・56年79号・61年18号・平成5年49号・12年76号・22年45号〕